

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年10月25日提出
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	7,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS中国人民元債券ファンド（年２回決算型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

7,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年10月26日から2025年4月25日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券（以下「中国人民元債券」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
- 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- をいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 中国人民元債券を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として中国本土で流通している中国政府、中国の政府関連機関および地方自治体、もしくは中国本土の企業等が発行する人民元建て債券に実質的に投資を行います。
- ・実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

2 中国人民元債券への投資により、金利収入と人民元高による為替差益の獲得を目指します。

3 毎年2回の決算時(原則1月25日および7月25日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲で、市況動向等を勘案し委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

4 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・当ファンドが投資を行うUBS(Lux)ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)の運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

中国人民元債券について

- ・中国本土で居住者により発行される「本土債」は、市場規模が大きく、銘柄数が豊富なことから、十分な分散投資が可能となります。

中国本土の人民幣元債券市場		
債券の名称	本土債	バツダ債
発行体	居住者	非居住者 (外国企業等)
通貨	人民幣元	人民幣元
発行市場	中国本土	中国本土
投資制限 (非居住者)	なし (2016年中国インターバンク債券市場開放より)	なし (2016年中国インターバンク債券市場開放より)
市場規模 (流動性)	約164兆元(約3,620兆円)	約2,300億元(約5.1兆円)

当ファンドの投資対象

出所：WIND、LSEGのデータおよび各種資料を基に当社作成 市場規模は2024年6月末現在、バツダ債は額面ベース
上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

中国人民元債券市場の開放

- ・香港と中国本土間の債券相互取引である債券通(ボツド・コネクト)がスタートし、その後も中国の金融市場開放に進捗が見られます。

中国金融市場開放の歴史

2002	■ 適格海外機関投資家(QFII)
2006	■ 適格国内機関投資家(QDII)
2011	■ 中国人民元適格海外機関投資家(RQFII)
2013	■ 適格国内リミテツド・パートナー(QDLP)
2014	■ 適格国内投資企業(QDIE) 中国人民元適格国内機関投資家(RQDII) 上海ー香港スツツク・コネクト
2015	■ 中国本土ー香港ファンド相互承認協定
2016	■ 中国インターバンク債券市場(CIBM)の海外機関投資家への開放 ■ シンセンー香港スツツク・コネクト
2017	■ 香港ー中国本土(北向通)ボツド・コネクト
2018	■ MSCI A株採用
2019	■ 世界の主要債券インデックス、中国債の採用を開始
2020	■ 適格国外投資家(QFI)
2021	■ 中国本土ー香港(南向通)ボツド・コネクト ■ 中国本土ー香港・マカオ クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト
2023	■ 中国本土ー香港 スワツプ・コネクト

出所：各種資料を基に当社作成

海外からの資金流入と市場の拡大

- ・中国の規制緩和などを背景に、中国人民元債券市場への海外からの資金流入は長期では概ね増加傾向となっています。
- ・市場拡大に伴い、人民元債券の投資機会も広がっています。

■ 海外機関投資家の中国本土人民元債券保有残高 (2014年1月末～2024年6月末)



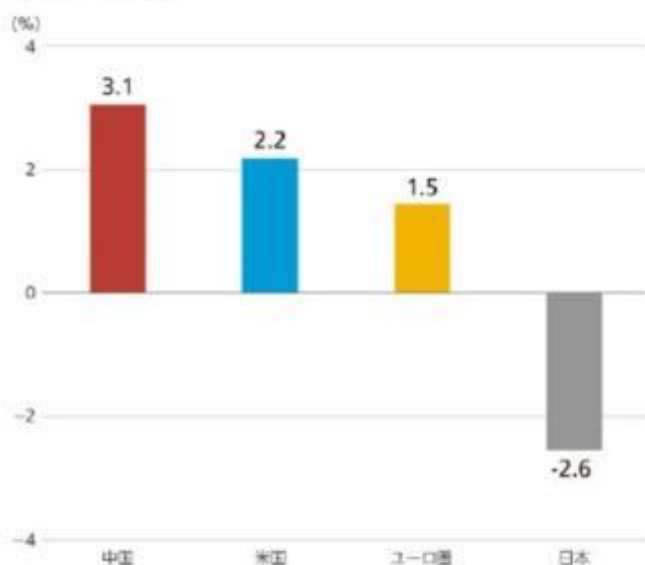
出所：中国人民銀行、WINDのデータを基に当社作成

上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

中長期的に良好なトータル・リターンが期待される中国人民元債券

- ・中国の実質政策金利^{*}は主要国、地域に対して高い水準にあります。

■ 主要国、地域の実質政策金利 (2024年8月末)



※実質政策金利＝政策金利－コアCPI上昇率(前年同月比)。政策金利：中国は最優遇貸出金利(LPR)期間1年、ユーロ圏は主要リファイナンス・オペ金利、米国はフェデラル・ファンド(FF)金利の誘導目標の中間値。コアCPI上昇率：消費者物価指数(CPI)の総合指数から生鮮食品を除いて計算。米国、ユーロ圏、中国はエネルギーなども除く。

出所：LSEG。トータル・リターンはブルームバーグ債券指数ベース。

上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

◎ 当ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS(Lux)ボンド・シキャプ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)（以下「指定外国投資信託」といいます。）の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。ただし、投資対象市場の状況等により、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。

【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

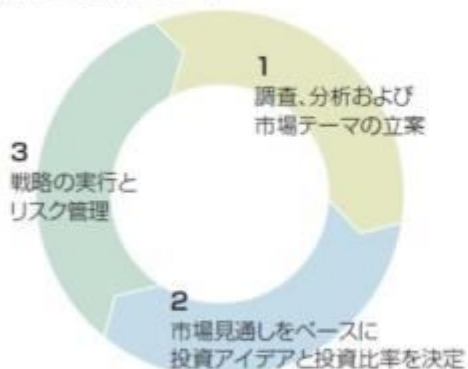


◎ 運用プロセス

- ・厳格な運用プロセス、リスク管理、明確な投資目標をベースに運用成果を追求します。
- ・マクロ経済環境や金融政策などによるトップダウン分析を重視し、徹底したリスク管理を実践します。

■ 運用哲学

- ①アクティブ運用が有効で、市場はファンダメンタルズを反映
- ②超過収益源泉の分散とリスク管理により、長期的に安定したリターンを実現
- ③バリュエーションや景気循環、市場心理やテクニカル要因を組み合わせた投資アプローチ



■ リスク管理

ポートフォリオ構築

投資銘柄の分析をベースに適正なリスク水準に応じたポートフォリオを構築

計測とモニタリング(事前)

主要投資セクターや全体的なリスクをツールを活用して計測、モニターおよびリスク分解

例外的なリスクの洗い出し

想定外のリスクに対するレビューとリスク源泉の理解、必要に応じた対応

パフォーマンス評価(事後)

パフォーマンス評価と一貫性や投資プロセスの精度を測る要因分析

四半期ポートフォリオ・レビュー

事前のリスク配分予想と結果に関する運用チームとのレビュー

2024年7月末現在

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャプ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(JPY) I-B-mdistクラス
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド
投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

○ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

○ 分配方針

毎決算時(原則として毎年1月25日および7月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金						分配金					

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

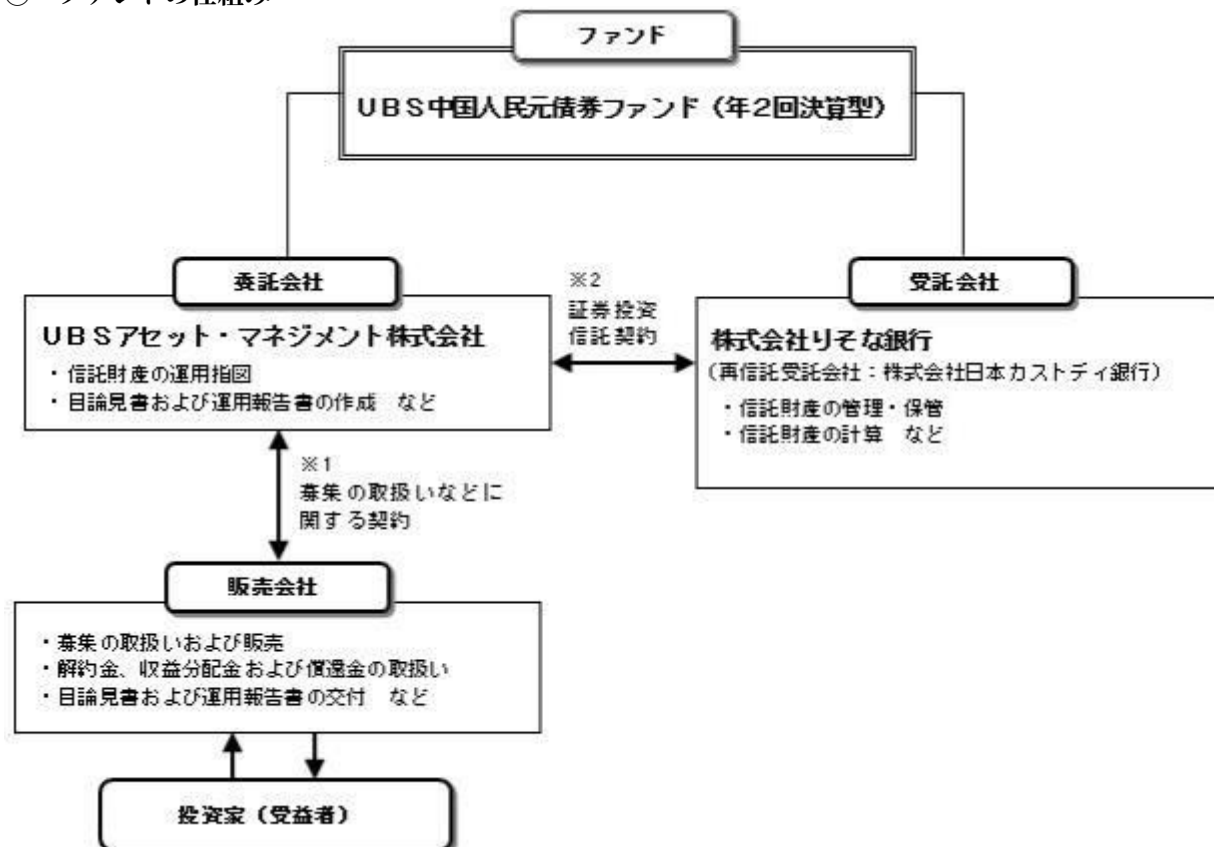
(2) 【ファンドの沿革】

2018年 7月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS(Lux) ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB) (以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。ただし、投資対象市場の状況等により、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。

【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



② 委託会社の概況（2024年7月末現在）

- 1) 資本金
2,200百万円
- 2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 指定外国投資信託および指定内国投資信託の受益証券または受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ② 主として指定外国投資信託への投資を通じて、中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券に投資を行います。
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合等には、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。
- ⑤ 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

外国投資信託であるUBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）（JPY）I-B-mdistクラス（以下「指定外国投資信託」といいます）および国内投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます）の受益証券または受益権を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。
 - 1) 特定資産
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ) 金銭債権
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
 委託会社は、信託金を、外国籍の投資信託であるUBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）（JPY）I-B-mdistクラス受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) 短期社債等
 - 2) コマーシャル・ペーパー
 - 3) 外国または外国のものの発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの
 - 4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 金融商品の指図範囲
 委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ その他の投資対象と指図範囲
 資金の借入を行うことができます。

◆投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	UBS(Lux) ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム (RMB) (JPY) I-B-mdistクラス
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド
管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.14%以内 ④ 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流入入による基準価額変動の影響を受けません。 ⑤ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。＊

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

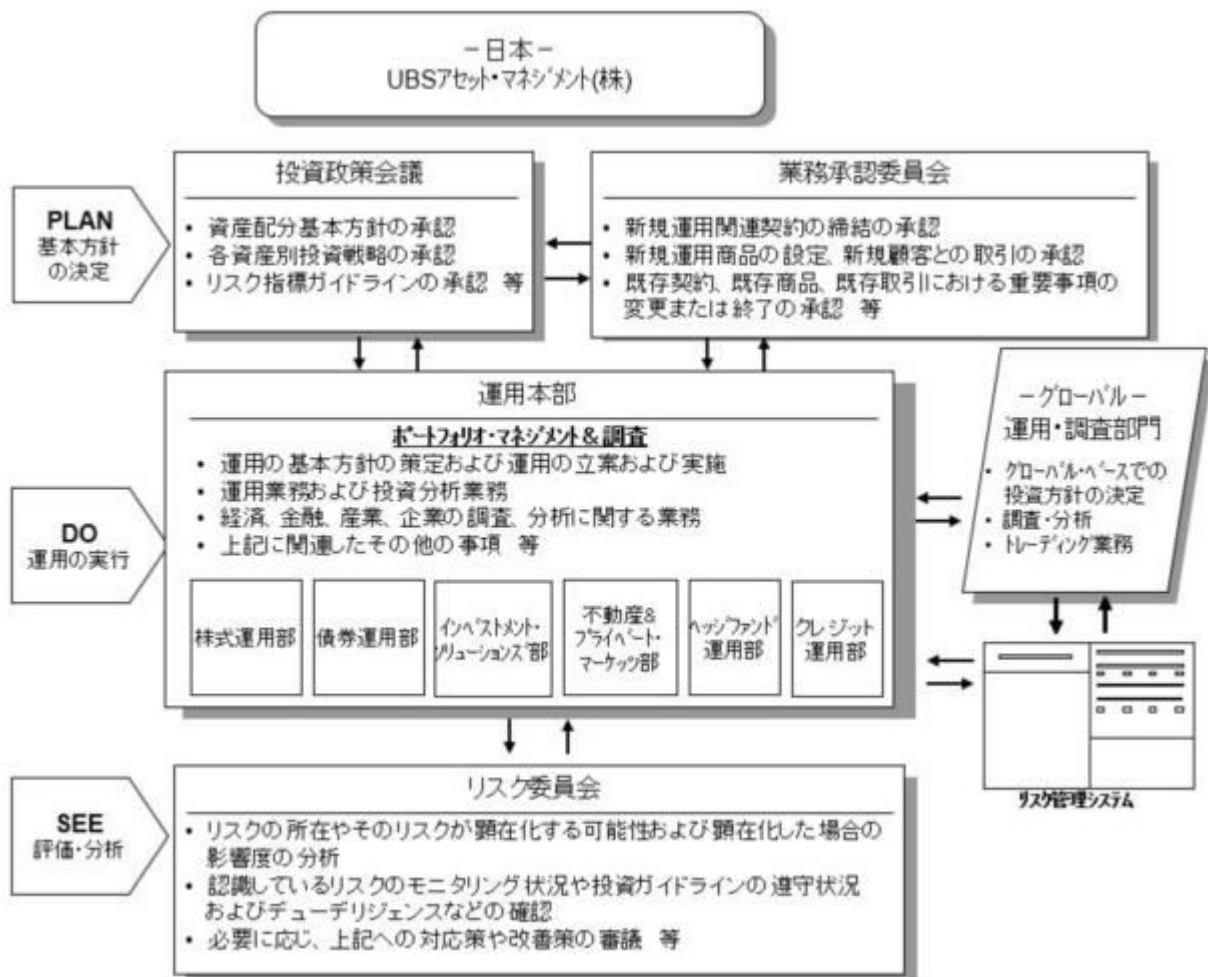
ファンド名	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券を通じて、または直接わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、短期円金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.044%（税抜年率0.04%）
信託事務の諸費用＊	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等＊	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。
上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、

商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2024年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年1月25日および7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、上記1）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2）株式への直接投資は行いません。
- 3）外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 6）デリバティブの直接利用は行いません。
- 7）資金の借入れ

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

- 1）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
- 3）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3 【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

- ① 公社債に関する価格変動リスク
当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。
- ② カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。なお、当ファンドが投資対象とする中国人民元債券には、中国国内の信用格付会社により格付けが付与された銘柄があり、その格付けのランク※が国際的な信用格付会社の評価と異なることがあります。当ファンドにおいては、こうした国際的な信用格付会社による格付けがない銘柄については、委託会社の分類基準に基づいた格付けを採用する場合があります。また、中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国人民元債券には、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。
※格付けのランクとは、例えば代表的な国際的な信用格付会社の1社であるS&Pグローバル・レーティング社の場合、「AAA」を最上位として最下位「D」までの間で表示され、「BBB-」以上を投資適格としています。
- ③ 為替変動リスク
実質外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

- ① クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 指定外国投資信託における解約制限
指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。
- ③ 分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

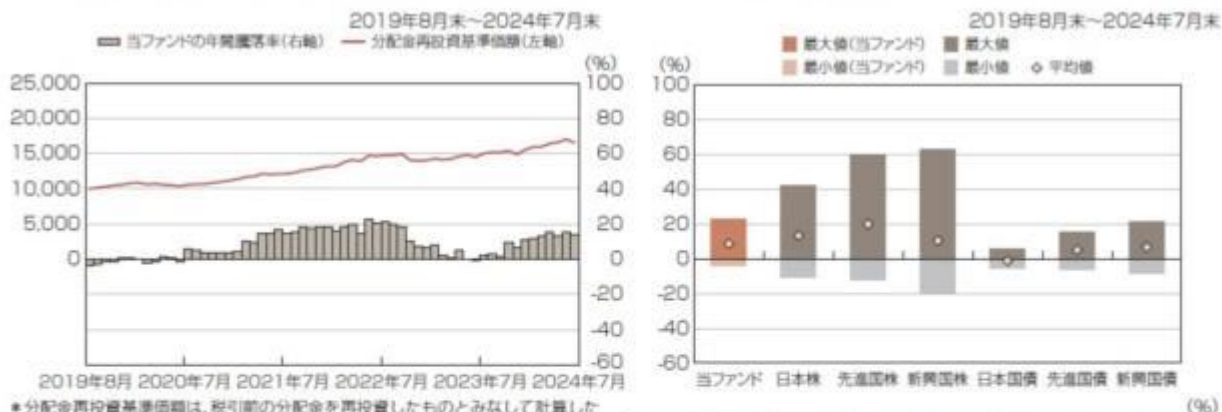
※ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は2024年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年8月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2019年8月から2024年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.4	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△4.0	△10.8	△12.4	△19.4	△6.5	△6.1	△8.8
平均値	8.6	13.2	19.9	10.3	△1.3	5.0	6.7

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年8月から2024年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の経理について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
 ※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.133%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.03%	0.50%	0.50%	0.03%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

（ご参考）

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux) ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）（JPY）I-B-mdistクラス

管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.14%以内 ④ 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。 ⑤ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。*
-------	--

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.044%（税抜年率0.04%）
信託事務の諸費用※	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等※	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.14%程度です。
 したがって、当ファンドの信託報酬率（年率1.133%（税抜年率1.03%））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.273%程度となります。
 ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 売買委託手数料
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ② 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ③ 監査報酬
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の1. から6. の諸費用の支払いをファンドのためにに行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記③および④の1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
 1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
 2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
 3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
 4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※「（4）その他の手数料等」の内、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- ① 個人受益者の場合
 - 1) 収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
 - 2) 解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
- ② 法人受益者の場合
 - 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
 - 2) 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

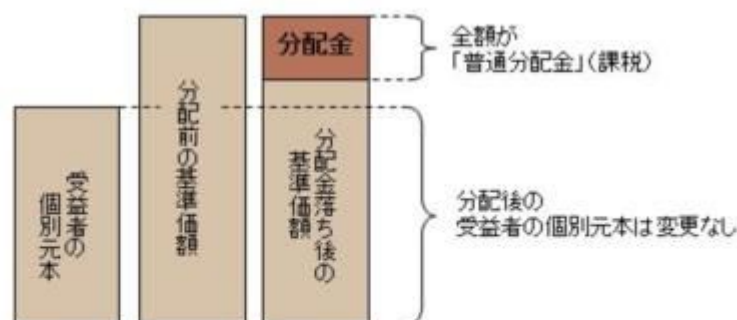
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

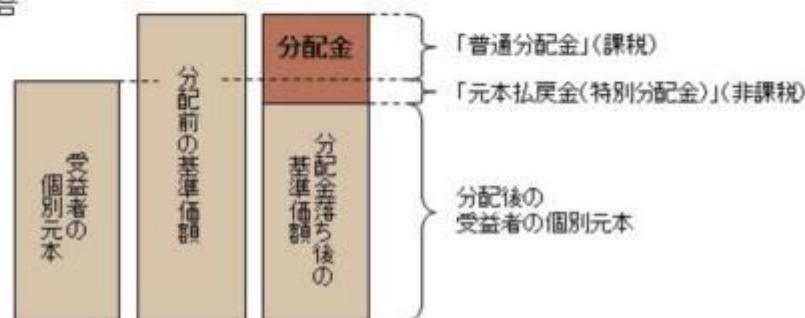
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2024年1月26日～2024年7月25日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.40%	1.13%	0.27%

(注1) 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2) その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。

(注3) 投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。

(注4) 投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注5) 上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2024年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,958	0.00
投資証券	ルクセンブルク	240,255,071	97.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,243,810	2.14
合計（純資産総額）		245,503,839	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）（JPY）I-B-mdist	16,797.53	14,214	238,760,091	14,303	240,255,071	97.86
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	5,006	0.9905	4,958	0.9905	4,958	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	97.86
合計	97.86

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	（2019年 1月25日）	628	628	1.0127	1.0127
第2計算期間末	（2019年 7月25日）	654	654	0.9973	0.9973
第3計算期間末	（2020年 1月27日）	435	435	1.0274	1.0274
第4計算期間末	（2020年 7月27日）	328	328	1.0011	1.0011
第5計算期間末	（2021年 1月25日）	291	291	1.0587	1.0587
第6計算期間末	（2021年 7月26日）	314	314	1.1551	1.1551
第7計算期間末	（2022年 1月25日）	280	280	1.2421	1.2421
第8計算期間末	（2022年 7月25日）	253	253	1.4080	1.4080
第9計算期間末	（2023年 1月25日）	243	243	1.3261	1.3261
第10計算期間末	（2023年 7月25日）	242	242	1.3920	1.3920
第11計算期間末	（2024年 1月25日）	237	237	1.4764	1.4764

第12計算期間末	(2024年 7月25日)	243	243	1.5668	1.5668
	2023年 7月末日	240	—	1.3804	—
	8月末日	241	—	1.4288	—
	9月末日	240	—	1.4469	—
	10月末日	237	—	1.4448	—
	11月末日	240	—	1.4659	—
	12月末日	228	—	1.4141	—
	2024年 1月末日	237	—	1.4774	—
	2月末日	237	—	1.5165	—
	3月末日	236	—	1.5201	—
	4月末日	242	—	1.5635	—
	5月末日	244	—	1.5790	—
	6月末日	253	—	1.6198	—
	7月末日	245	—	1.5761	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 7月31日～2019年 1月25日	0.0000
第2期	2019年 1月26日～2019年 7月25日	0.0000
第3期	2019年 7月26日～2020年 1月27日	0.0000
第4期	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0000
第5期	2020年 7月28日～2021年 1月25日	0.0000
第6期	2021年 1月26日～2021年 7月26日	0.0000
第7期	2021年 7月27日～2022年 1月25日	0.0000
第8期	2022年 1月26日～2022年 7月25日	0.0000
第9期	2022年 7月26日～2023年 1月25日	0.0000
第10期	2023年 1月26日～2023年 7月25日	0.0000
第11期	2023年 7月26日～2024年 1月25日	0.0000
第12期	2024年 1月26日～2024年 7月25日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2018年 7月31日～2019年 1月25日	1.3
第2期	2019年 1月26日～2019年 7月25日	△1.5
第3期	2019年 7月26日～2020年 1月27日	3.0
第4期	2020年 1月28日～2020年 7月27日	△2.6
第5期	2020年 7月28日～2021年 1月25日	5.8
第6期	2021年 1月26日～2021年 7月26日	9.1
第7期	2021年 7月27日～2022年 1月25日	7.5
第8期	2022年 1月26日～2022年 7月25日	13.4
第9期	2022年 7月26日～2023年 1月25日	△5.8
第10期	2023年 1月26日～2023年 7月25日	5.0
第11期	2023年 7月26日～2024年 1月25日	6.1

第12期	2024年 1月26日～2024年 7月25日	6.1
------	-------------------------	-----

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2018年 7月31日～2019年 1月25日	677,244,275	56,361,221
第2期	2019年 1月26日～2019年 7月25日	124,534,941	89,464,339
第3期	2019年 7月26日～2020年 1月27日	38,345,594	269,931,217
第4期	2020年 1月28日～2020年 7月27日	2,855,266	99,022,540
第5期	2020年 7月28日～2021年 1月25日	13,356,228	66,534,306
第6期	2021年 1月26日～2021年 7月26日	57,934,668	60,904,796
第7期	2021年 7月27日～2022年 1月25日	5,962,674	52,153,461
第8期	2022年 1月26日～2022年 7月25日	17,620,847	63,715,529
第9期	2022年 7月26日～2023年 1月25日	21,281,688	17,679,471
第10期	2023年 1月26日～2023年 7月25日	3,994,943	12,998,817
第11期	2023年 7月26日～2024年 1月25日	566,938	14,340,924
第12期	2024年 1月26日～2024年 7月25日	1,626,691	6,645,466

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

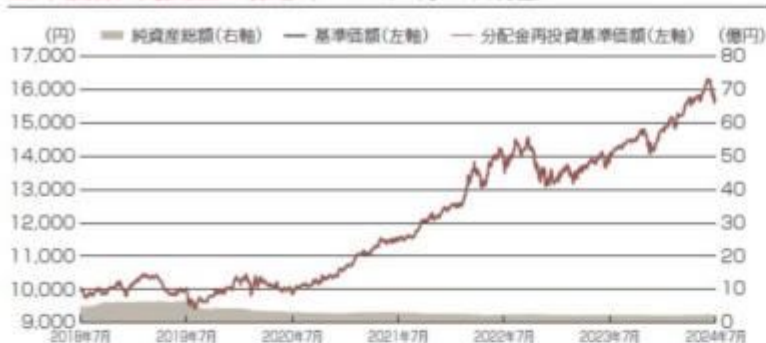
《参考情報》

運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2024年7月31日現在)



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年7月	0円
2023年1月	0円
2023年7月	0円
2024年1月	0円
2024年7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2024年7月31日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	種別	最終利回り	クーポン	償還日	国際格付*	構成比
1 中国建設銀行	準国債	2.97%	3.45%	2031/8/10	A	3.7%
2 中国銀行	準国債	5.49%	5.00%	2024/11/13	BBB+	3.2%
3 広東省政府債	準国債	2.10%	3.41%	2031/4/21	A+	2.8%
4 中国農業発展銀行	準国債	2.03%	3.01%	2030/3/16	A+	2.7%
5 広東省政府債	準国債	2.04%	2.88%	2030/5/13	A+	2.7%
6 中国国債	国債	2.14%	2.67%	2033/11/25	A+	2.7%
7 中国輸出入銀行	準国債	2.09%	2.46%	2031/2/26	A+	2.7%
8 中央匯金投資	準国債	2.00%	3.71%	2027/9/18	A+	2.3%
9 広東省政府債	準国債	1.95%	3.38%	2029/2/1	A+	2.3%
10 中国国債	国債	1.80%	3.29%	2029/5/23	A+	2.3%

※構成比は、「UBS(Lux)ボンド・シキャプ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)」の債券評価額合計に占める割合です。

※ファンドの純資産総額に対し「UBS(Lux)ボンド・シキャプ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)」を97.86%組入れています。

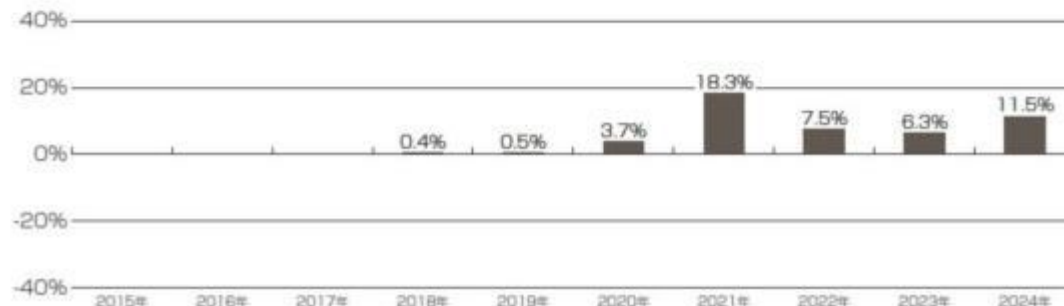
※国際格付は、S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち、2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合は、それらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。3社いずれからも格付がない場合は、委託会社の分類基準に基づいた格付を採用する場合があります。

資産構成比

種別	構成比
国債	35.3%
準国債	56.9%
社債	7.7%
合計	100.0%

※構成比は、「UBS(Lux)ボンド・シキャプ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)」の債券評価額合計に占める割合です。

年間収益率の推移(2024年7月31日現在)



※2018年については当初設定日(2018年7月31日)から年末までの騰落率、2024年は年初から7月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日または香港もしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位（当初元本1口＝1円）
販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日または香港もしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
なお、指定外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの解約請求の一部または全部が行えなくなる場合があります。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。
 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

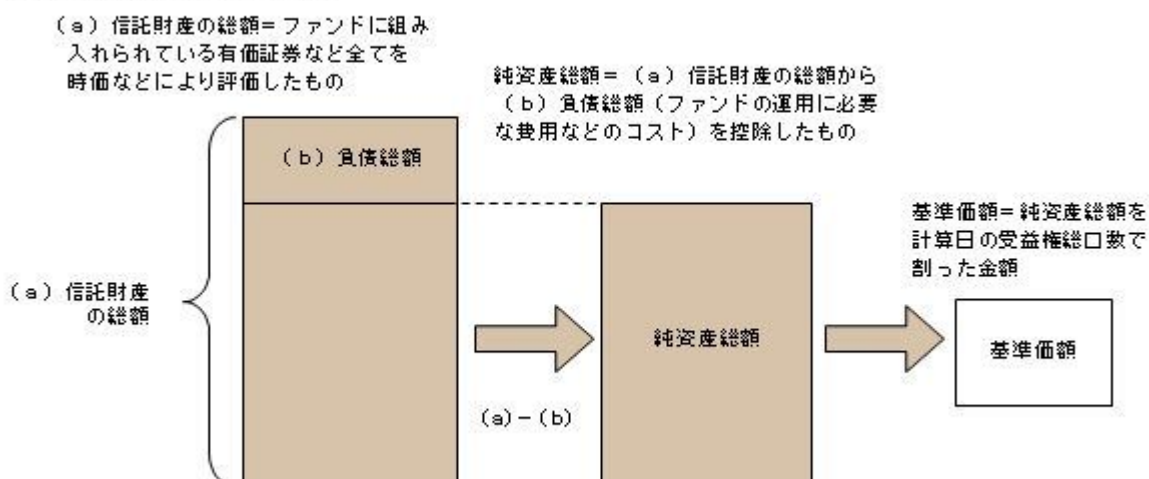
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- 基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2028年7月25日までとします（2018年7月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月26日から7月25日、および7月26日から翌年1月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**① 信託の終了（繰上償還）**

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託契約締結日より1年経過後（2019年7月31日以降）に受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

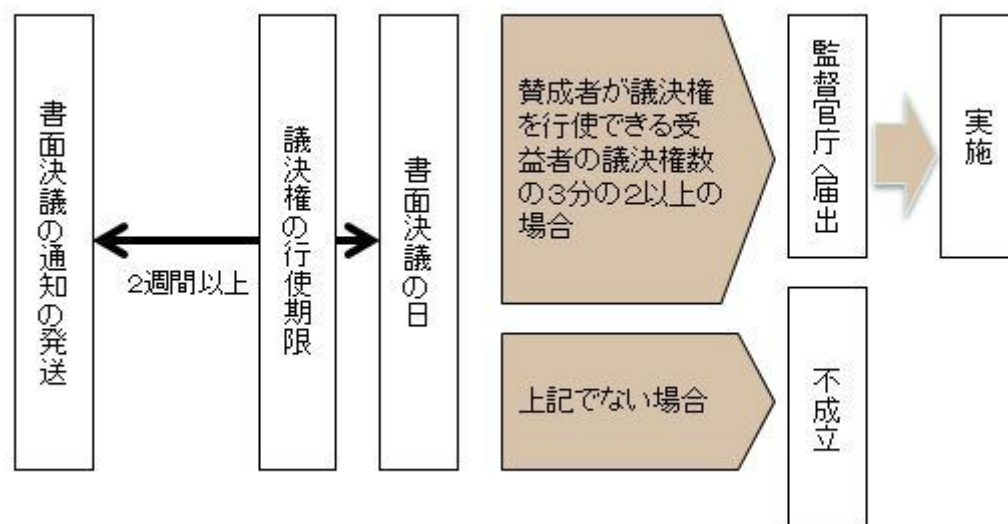
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2024年 1月26日から2024年 7月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 1月25日現在	当期 2024年 7月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,359,114	6,449,599
投資信託受益証券	4,960	4,958
投資証券	232,439,703	238,760,091
未収利息	-	1
流動資産合計	238,803,777	245,214,649
資産合計	238,803,777	245,214,649
負債の部		
流動負債		
未払解約金	250,594	-
未払受託者報酬	39,567	39,674
未払委託者報酬	1,318,714	1,322,298
未払利息	18	-
その他未払費用	96,708	97,862
流動負債合計	1,705,601	1,459,834
負債合計	1,705,601	1,459,834
純資産の部		
元本等		
元本	160,591,441	155,572,666
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,506,735	88,182,149
（分配準備積立金）	60,809,384	72,186,343
元本等合計	237,098,176	243,754,815
純資産合計	237,098,176	243,754,815
負債純資産合計	238,803,777	245,214,649

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023年 7月26日 至 2024年 1月25日	当期 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日
営業収益		
受取配当金	3,536,355	3,524,940
受取利息	-	176
有価証券売買等損益	12,047,945	12,020,452
営業収益合計	15,584,300	15,545,568
営業費用		
支払利息	2,991	1,207
受託者報酬	39,567	39,674
委託者報酬	1,318,714	1,322,298
その他費用	96,708	97,862
営業費用合計	1,457,980	1,461,041
営業利益又は営業損失（△）	14,126,320	14,084,527
経常利益又は経常損失（△）	14,126,320	14,084,527
当期純利益又は当期純損失（△）	14,126,320	14,084,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	593,074	195,408
期首剰余金又は期首欠損金（△）	68,342,796	76,506,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	251,948	953,316
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	251,948	953,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,621,255	3,167,021
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,621,255	3,167,021
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,506,735	88,182,149

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2024年 1月25日現在	当期 2024年 7月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	160,591,441口	155,572,666口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4764円 (14,764円)	1.5668円 (15,668円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年 7月26日 至 2024年 1月25日	当期 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 3,126,667円	A 費用控除後の配当等収益額 3,167,953円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,530,591円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 10,721,166円
C 収益調整金額 15,697,351円	C 収益調整金額 15,995,806円
D 分配準備積立金額 54,152,126円	D 分配準備積立金額 58,297,224円
E 当ファンドの分配対象収益額 76,506,735円	E 当ファンドの分配対象収益額 88,182,149円
F 10,000口当たり収益分配対象額 4,764円	F 10,000口当たり収益分配対象額 5,668円
G 10,000口当たり分配金額 0円	G 10,000口当たり分配金額 0円
H 収益分配金金額 0円	H 収益分配金金額 0円
2. その他費用 その他費用は、監査費用23,286円、目論見書印刷費用35,908円、ほふり費用1,606円および運用報告書印刷費用35,908円です。	2. その他費用 その他費用は、監査費用25,666円、目論見書印刷費用36,005円、ほふり費用1,327円および運用報告書印刷費用34,864円です。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年 7月26日 至 2024年 1月25日	当期 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券、投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
-------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 1月25日現在	当期 2024年 7月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 1月25日現在	当期 2024年 7月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△4	△2
投資証券	11,375,314	11,257,369
合計	11,375,310	11,257,367

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年 7月26日 至 2024年 1月25日	当期 自 2024年 1月26日 至 2024年 7月25日
元本の推移		
期首元本額	174,365,427円	160,591,441円
期中追加設定元本額	566,938円	1,626,691円

期中一部解約元本額	14,340,924円	6,645,466円
-----------	-------------	------------

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	5,006	4,958	
投資信託受益証券合計		5,006	4,958	
投資証券	UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム (RMB) (JPY) I-B-mdist	16,797.530	238,760,091	
投資証券合計		16,797.530	238,760,091	
合 計			238,765,049	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにルクセンブルク籍円建て外国投資信託「UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム (RMB) (JPY) I-B-mdist」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにルクセンブルク籍円建て外国投資信託「UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム (RMB) (JPY) I-B-mdist」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第15期決算日（2024年1月22日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日
営業収益	
有価証券売買等損益	△8,679
営業収益合計	△8,679
営業費用	
受託者報酬	2,870
委託者報酬	855
その他費用	162
営業費用合計	3,887
営業利益又は営業損失（△）	△12,566
経常利益又は経常損失（△）	△12,566
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△66,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	153

剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△78,959

組入資産明細表（2024年 1月22日現在）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・マザーファンド	8,674,285	8,651,731	
合計		8,674,285	8,651,731	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第15期決算日（2024年 1月22日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	8,831
その他費用	130
営業費用合計	8,961
営業利益又は営業損失（△）	△8,961
経常利益又は経常損失（△）	△8,961
当期純利益又は当期純損失（△）	△8,961
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△13,799
剰余金増加額又は欠損金減少額	39
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,721

組入資産明細表（2024年1月22日現在）

2024年1月22日現在、UBS短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

ルクセンブルク籍外国投資信託「UBS(Lux)ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム（RMB）(JPY) I-B-mdist」の運用状況

当ファンドは、「UBS中国人民元債券ファンド」が投資対象とする外国投資証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資有価証券その他の純資産明細表は、2023年5月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益計算書

自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月31日
人民元

収益	
流動資産等に係る受取利息	246,479.08
有価証券に係る受取利息	201,904,513.89
その他収益	5,588,440.00
収益合計	207,739,432.97
費用	
均一費用	-34,497,962.07
年次税	-1,195,009.97
その他の手数料	-897,687.50
当座借越等に係る支払利息	-899,690.15
費用合計	-37,490,349.69

		EDINET提出書類
		ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社(EI2473)
		有価証券届出書（内国投資信託受益証券）
投資純（損）益		170,249,083.28
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益		151,897,465.22
為替予約取引に係る実現（損）益		67,891,852.19
為替差（損）益		－3,333,152.08
実現（損）益合計		216,456,165.33
当期実現純（損）益		386,705,248.61
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益		－150,715,891.22
為替予約取引に係る未実現評価（損）益		－45,348,521.45
未実現評価（損）益の変動合計		－196,064,412.67
純資産の純増（減）額		190,640,835.94

2023年5月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

通貨	銘柄	株数／額面	人民元建評価額 先物／為替予約取引／ スワップに係る 未実現(損)益	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品				
固定利付ノート				
人民元				
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.89000%	21-18.11.31	
		50,000,000.00	50,532,262.50	1.30
人民元合計			50,532,262.50	1.30
固定利付ノート合計			50,532,262.50	1.30
固定利付ミディアム・ターム・ノート				
人民元				
CNY	CENTRAL HUIJIN INVESTMENT LTD	3.48000%	19-29.08.24	
		30,000,000.00	30,341,879.70	0.78
CNY	CENTRAL HUIJIN INVESTMENT LTD	3.72000%	19-24.10.24	
		30,000,000.00	30,467,412.90	0.78
CNY	CENTRAL HUIJIN INVESTMENT LTD	3.02000%	20-13.03.25	
		20,000,000.00	20,138,751.80	0.52
CNY	CHINA NATIONAL PETROLEUM CORP	3.77000%	19-09.01.24	
		10,000,000.00	10,082,791.00	0.26
CNY	CHINA NATIONAL PETROLEUM CORP	2.99000%	20-23.03.25	
		10,000,000.00	10,057,894.20	0.26
CNY	CHINA NATIONAL TRAVEL SERVICE GROUP COR	3.45000%	20-19.03.25	
		50,000,000.00	50,631,805.50	1.30
CNY	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	3.58000%	19-17.10.24	
		20,000,000.00	20,269,809.80	0.52
CNY	CHINA SOUTHERN POWER GRID CO LTD	3.73000%	19-25.02.24	
		50,000,000.00	50,474,717.50	1.30
CNY	CHINA SOUTHERN POWER GRID CO LTD	2.98000%	21-27.07.24	
		30,000,000.00	30,153,522.90	0.77
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	3.53000%	21-29.01.26	
		40,000,000.00	40,890,518.40	1.05
CNY	STATE POWER INVESTMENT CORP LTD	3.88000%	19-05.07.24	
		20,000,000.00	20,285,573.60	0.52
CNY	STATE POWER INVESTMENT CORP LTD	3.14000%	21-16.09.24	
		40,000,000.00	40,259,127.60	1.03
人民元合計			354,053,804.90	9.09
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計			354,053,804.90	9.09
固定利付債券				
人民元				
CNY	AGRICULTURAL DEV BANK OF CHINA	3.63000%	19-19.07.26	
		50,000,000.00	51,633,458.00	1.33
CNY	AGRICULTURAL DEVELOPMENT BANK OF CHINA	4.00000%	18-12.11.25	
		40,000,000.00	41,435,666.80	1.06
CNY	BANK OF CHINA LTD-REG-S-SUB	4.15000%	21-19.03.31	
		80,000,000.00	82,403,697.60	2.12
CNY	CCB FINANCIAL LEASING CO LTD	3.70000%	20-05.11.23	
		30,000,000.00	30,170,567.40	0.77
CNY	CCB FINANCIAL LEASING CO LTD	3.65000%	21-04.02.24	
		70,000,000.00	70,553,718.20	1.81
CNY	CCB FINANCIAL LEASING CO LTD	3.33000%	21-01.06.24	
		50,000,000.00	50,377,900.00	1.29
CNY	CENTRAL HUIJIN INVESTMENT LTD	3.71000%	21-18.09.27	
		50,000,000.00	51,853,956.00	1.33
CNY	CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	3.45000%	21-10.08.31	
		50,000,000.00	50,528,777.00	1.30
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	3.81000%	15-05.02.25	
		20,000,000.00	20,465,880.20	0.53
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	3.74000%	15-10.09.25	
		50,000,000.00	51,409,494.00	1.32
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	3.80000%	16-25.01.36	
		20,000,000.00	21,624,538.00	0.56
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK	4.01000%	17-09.01.37	
		50,000,000.00	55,598,236.00	1.43
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK	4.04000%	17-10.04.27	
		50,000,000.00	52,538,975.50	1.35
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK	4.24000%	17-24.08.27	
		20,000,000.00	21,242,804.80	0.55
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	4.04000%	18-06.07.28	
		50,000,000.00	53,109,739.50	1.36
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	3.68000%	19-26.02.26	
		40,000,000.00	41,225,000.80	1.06
CNY	CHINA DEVELOPMENT BANK CORP	3.42000%	19-02.07.24	
		30,000,000.00	30,388,523.40	0.78
CNY	CHINA RAILWAY CORP	4.03000%	08-16.10.23	
		30,000,000.00	30,194,043.00	0.77
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	4.05000%	08-12.11.23	
		20,000,000.00	20,146,282.80	0.52
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	4.48000%	15-19.08.35	
		40,000,000.00	45,926,878.80	1.18
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	3.91000%	15-11.11.25	
		50,000,000.00	51,508,042.50	1.32
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	4.61000%	17-13.07.27	
		20,000,000.00	21,426,507.40	0.55
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	3.47000%	20-24.09.25	
		10,000,000.00	10,193,524.20	0.26
CNY	CHINA STATE RAILWAY GROUP CO LTD	3.84000%	21-12.04.41	
		50,000,000.00	54,630,096.00	1.40
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	4.27000%	07-17.05.37	
		20,000,000.00	23,115,981.60	0.59
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.25000%	18-22.11.28	
		60,000,000.00	62,473,899.60	1.60
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.29000%	19-23.05.29	
		100,000,000.00	104,146,121.00	2.67
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.13000%	19-21.11.29	
		50,000,000.00	51,506,251.50	1.32
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.12000%	19-05.12.26	
		50,000,000.00	51,259,980.50	1.32
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.72000%	21-12.04.51	
		70,000,000.00	77,462,868.70	1.99
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.37000%	22-20.01.27	
		50,000,000.00	49,904,578.50	1.28
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.48000%	22-15.04.27	
		20,000,000.00	20,040,617.00	0.51
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.32000%	22-15.04.52	
		110,000,000.00	113,807,195.70	2.92
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.76000%	22-15.05.32	
		20,000,000.00	20,009,225.60	0.51
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.50000%	22-25.07.27	
		80,000,000.00	80,132,962.40	2.06
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.60000%	22-01.09.32	
		10,000,000.00	9,875,611.00	0.25
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	3.12000%	22-25.10.52	
		150,000,000.00	150,522,453.00	3.86
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.80000%	22-15.11.32	
		110,000,000.00	110,532,877.40	2.84
通貨				
銘柄				
株数／額面				
人民元建評価額				
先物／為替予約取引／				
スワップに係る				
未実現(損)益				
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.88000%	23-25.02.33	
		280,000,000.00	284,091,094.00	7.29
CNY	CHINA, PEOPLE'S REPUBLIC OF	2.35000%	23-15.03.25	
		80,000,000.00	80,254,556.00	2.06
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA	3.87000%	15-14.09.25	
		30,000,000.00	30,919,961.10	0.79
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA/THE	3.88000%	16-12.01.36	
		50,000,000.00	54,390,345.50	1.40
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA	3.18000%	16-05.09.26	
		40,000,000.00	40,784,005.20	1.05
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA	3.86000%	19-20.05.29	
		100,000,000.00	105,746,456.00	2.71
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA	3.43000%	20-23.10.25	
		10,000,000.00	10,219,598.80	0.26
CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA	3.22000%	21-14.05.26	
		50,000,000.00	50,984,855.00	1.31

有価証券届出書（内国投資信託受益証券）

CNY	EXPORT-IMPORT BANK OF CHINA 3.38000% 21-16.07.31	50,000,000.00	51,675,833.50	1.33
CNY	HSBC BANK CHINA CO LTD-REG-S 3.75000% 20-23.09.23	100,000,000.00	100,431,396.00	2.58
CNY	ICBC FINANCIAL LEASING CO LTD 3.95000% 19-04.03.24	10,000,000.00	10,104,859.50	0.26
CNY	ICBC FINANCIAL LEASING CO LTD-REG-S 3.48000% 20-10.08.23	50,000,000.00	50,116,918.00	1.29
CNY	ICBC FINANCIAL LEASING CO LTD-REG-S 3.49000% 21-14.04.24	10,000,000.00	10,108,036.80	0.26
CNY	INDUSTRIAL & COMM BK OF CHINA-SUB 4.26000% 19-25.03.29	50,000,000.00	50,674,317.50	1.30
CNY	INDUSTRIAL & COMM BK OF CHINA 3.37000% 20-17.09.23	10,000,000.00	10,031,786.40	0.26
CNY	OCBC WING HANG BANK CHINA LTD-REG-S 3.50000% 21-24.05.24	50,000,000.00	50,326,801.50	1.29
CNY	POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD-SUB 3.44000% 21-23.08.31	70,000,000.00	70,707,651.70	1.81
CNY	PROVINCE OF GUANGDONG CHINA 3.38000% 19-01.02.29	50,000,000.00	51,744,838.50	1.33
CNY	PROVINCE OF GUANGDONG CHINA 2.88000% 20-13.05.30	100,000,000.00	100,506,610.00	2.58
CNY	PROVINCE OF GUANGDONG CHINA 3.41000% 21-21.04.31	110,000,000.00	114,542,676.60	2.94
CNY	UNITED OVERSES BNK CHINA LTD-REG-S-SUB 4.80000% 19-19.11.29	50,000,000.00	51,029,588.00	1.31
人民元合計			3,314,769,117.00	85.08
固定利付債券合計			3,314,769,117.00	85.08

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および金融商品合計 **3,719,355,184.40** **95.47**

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および金融商品

固定利付債券				
人民元				
CNY	AGRICULTURAL DEV BANK OF CHINA 4.65000% 18-11.05.28	30,000,000.00	32,680,503.60	0.84
人民元合計			32,680,503.60	0.84
固定利付債券合計			32,680,503.60	0.84

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および金融商品合計 **32,680,503.60** **0.84**

投資有価証券合計 **3,752,035,688.00** **96.31**

為替予約取引

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日		
CHF	3,712,900.00	CNY	28,965,446.77	20.6.2023	-15,596.00	0.00
CNY	9,257,371.20	GBP	1,064,800.00	20.6.2023	-75,498.14	0.00
GBP	37,946,200.00	CNY	329,429,935.30	20.6.2023	3,164,849.14	0.08
EUR	393,900.00	CNY	2,983,595.55	20.6.2023	-2,662.86	0.00
USD	1,323,900.00	CNY	9,235,791.18	20.6.2023	152,823.63	0.00
CNY	233,593.23	EUR	30,700.00	20.6.2023	1,263.62	0.00
CNY	894,568.75	GBP	102,500.00	20.6.2023	-3,833.87	0.00
EUR	815,000.00	CNY	6,167,105.00	1.6.2023	5,705.68	0.00
EUR	2,500.00	CNY	18,908.75	20.6.2023	10.60	0.00
GBP	225,300.00	CNY	1,959,231.33	20.6.2023	15,501.45	0.00
GBP	420,400.00	CNY	3,691,322.20	20.6.2023	-6,556.73	0.00
為替予約取引合計					3,236,006.52	0.08

銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産	106,044,386.48	2.72
当座借越およびその他の短期負債	-6,804.79	0.00
その他の資産および負債	34,559,495.50	0.89
純資産合計	3,895,868,771.71	100.00

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 7月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	245,552,290円
II 負債総額	48,451円
III 純資産総額（I－II）	245,503,839円
IV 発行済口数	155,765,490口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5761円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年7月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

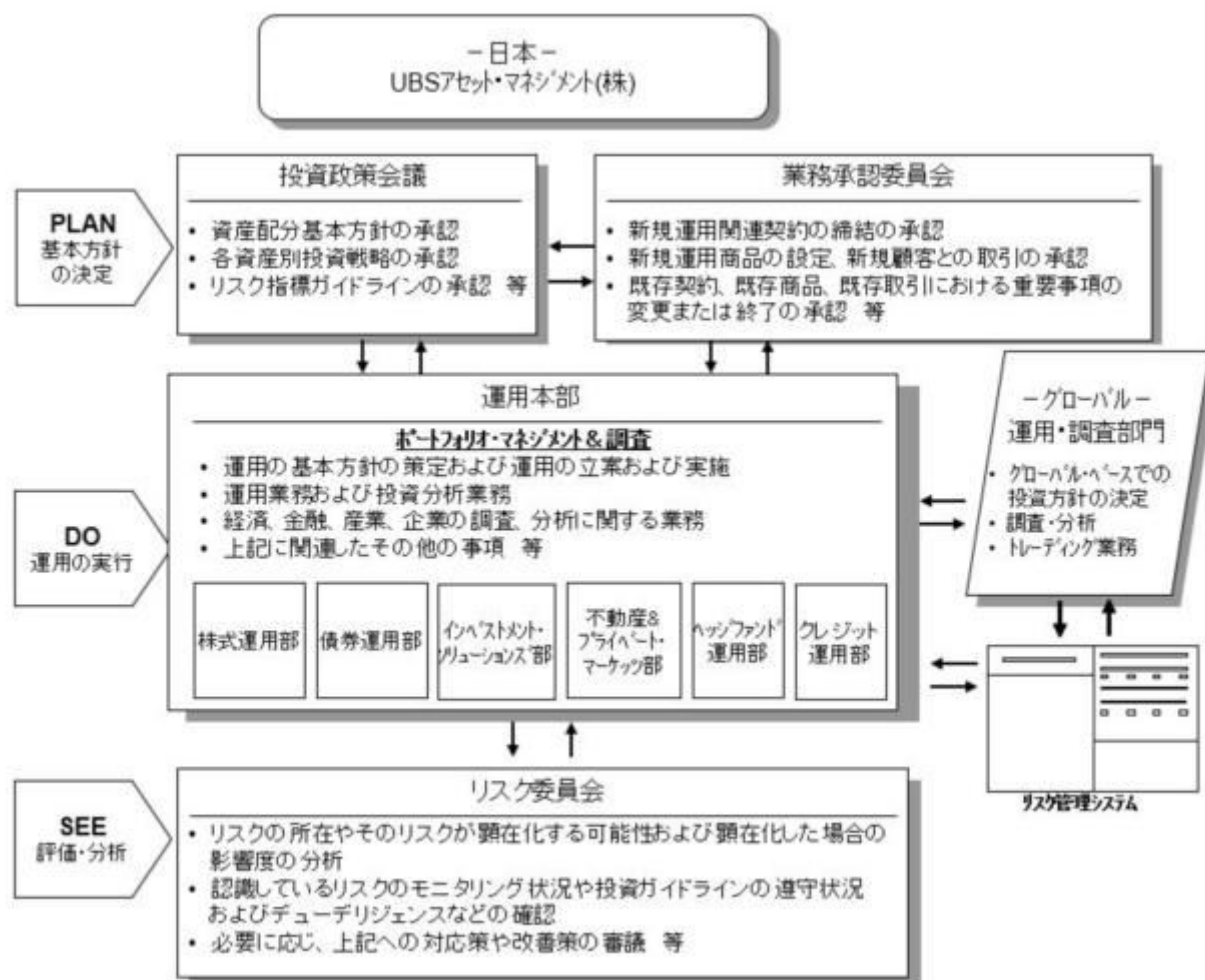
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2024年7月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年7月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	40	45,299
追加型株式投資信託	71	373,993
合計	111	419,291

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
未収入金	*1		81,110		72,447
未収委託者報酬			678,328		593,096
未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
その他未収収益	*1		749,743		537,360
前払費用			15,574		17,754
その他			5,300		5,264
流動資産計			5,147,228		4,500,336
固定資産					
投資その他の資産			408,284		413,637
前払年金費用		55,333		128,037	
繰延税金資産		332,950		265,600	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			408,284		413,637
資産合計			5,555,513		4,913,973

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			63,740		59,897
未払費用	*1		1,420,982		1,169,924
未払消費税			53,036		2,538
未払法人税等			173,897		19,936
賞与引当金			714,825		569,228
その他			7,235		7,094
流動負債計			2,433,716		1,828,620

固定負債			3,521		-
退職給付引当金			3,521		-
固定負債計			2,437,237		1,828,620
負債合計					
(純資産の部)					
株主資本			3,118,275		3,085,353
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			918,275		885,353
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		368,275		335,353	
繰越利益剰余金		368,275		335,353	
純資産合計			3,118,275		3,085,353
負債・純資産合計			5,555,513		4,913,973

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
科目	注記 番号	内訳 金額 (千円)	内訳 金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬	*1*2	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	*1*3	2,501,320	2,133,967
その他営業収益		2,278,670	2,094,215
営業収益計		9,882,785	8,639,637
営業費用			
支払手数料		2,205,766	1,840,518
広告宣伝費		94,702	66,474
調査費		3,293,986	2,906,831
調査費		85,437	138,213
委託調査費	*1	3,208,548	2,768,618
委託計算費		202,285	200,737
営業雑経費		70,962	63,596
通信費		1,172	547
印刷費		42,621	41,830
協会費		13,372	12,131
その他	*1	13,796	9,087
営業費用計		5,867,703	5,078,159
一般管理費			
給料		2,392,220	2,235,586
役員報酬		220,428	203,957
給料・手当	*1	1,523,181	1,520,195
賞与		648,610	511,434
交際費		5,306	6,233
旅費交通費		22,406	32,999
租税公課		56,697	48,950
不動産賃借料		253,903	257,415
退職給付費用		172,439	118,068
事務委託費		399,010	271,366
諸経費	*1	52,433	69,992
一般管理費計		3,354,418	3,040,611
営業利益		660,662	520,865
営業外収益			
受取利息		6	9
為替差益		-	15,637
雑収入		2,559	-
営業外収益計		2,566	15,646
営業外費用			
支払利息	*1	15	-
為替差損		9,948	-
雑損失		3,381	3,550
営業外費用計		13,346	3,550
経常利益		649,882	532,961
税引前当期純利益		649,882	532,961
法人税、住民税及び事業税		265,271	130,274
法人税等調整額		16,349	67,350
当期純利益		368,261	335,336

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
△988千円	△2,488千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（4）その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

当事業年度

繰延税金資産	265,600
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っておりま
す。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発
生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資
産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)
該当ありません

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	-	1
人件費	-	-
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関
するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日
----------------------	------	---------	--------	-------------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2023年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）			(単位：千円)	
	1年以内	1年超		
現金・預金	2,704,703	-		
未収入金	81,110	-		
未収委託者報酬	678,328	-		
未収運用受託報酬	912,466	-		
その他未収収益	749,743	-		
合計	5,126,353	-		

当事業年度（2023年12月31日）			(単位：千円)	
	1年以内	1年超		
現金・預金	2,548,144	-		
未収入金	72,447	-		
未収委託者報酬	593,096	-		
未収運用受託報酬	726,267	-		
その他未収収益	537,360	-		
合計	4,477,316	-		

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円であります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927

数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	<u>1,084,609</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	<u>△1,084,609</u>
小計	<u>△128,037</u>
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>
退職給付引当金	-
前払年金費用	<u>△128,037</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>56,831</u>

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	△25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600
繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	△52,000	△62,000
繰延税金資産合計	<u>332,950</u>	<u>265,600</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
--	------------------------	------------------------

法定実効税率 （調整）	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	△0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	-	0.43%
その他	0.49%	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

（収益認識関係）

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬（注）	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,288,845千円	投資運用

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,094,243千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、それに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラ リアドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポ ールドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG — Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

(1) 中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
流動資産計			4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			348,574
資産合計			4,756,472

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
流動負債計			1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
固定負債計			1,411
負債合計			1,759,783
(純資産の部)			
株主資本			2,996,688
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,688
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
純資産合計			2,996,688

負債・純資産合計			4,756,472
----------	--	--	-----------

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益			2,103,358 1,147,840 1,198,147 4,449,347
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他		63,718 1,420,318 306 18,906 4,359 976	881,643 7,687 1,484,037 101,760 24,548
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費			2,499,677 1,032,119 2,540 10,789 23,200 125,171 115,658 252,888 31,191 1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入		41 13,891 38	13,971
営業外費用 支払利息		2	2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	—	—	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年 12月31日	2024年 3月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
1.収益を分解した情報	
当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。	
委託者報酬	2,103,358千円
運用受託報酬	933,386千円
成功報酬(注)	214,454千円
その他営業収益	1,198,147千円
合計	4,449,347千円
(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2.収益を理解するための基礎となる情報	
収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。	

(セグメント情報)

セグメント情報

第30期 中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

1. セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報
営業収益

日本	米国	その他	合計
1,126,100千円	783,679千円	436,208千円	2,345,988千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,198,162千円	投資運用

(注) 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
1株当たり純資産額	138,735円56銭
1株当たり中間純利益金額	11,420円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	246,674千円
普通株式に係る中間純利益	246,674千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社は、2024年4月2日付で、クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を譲り受けました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

- ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
- ② ファンドの基本的性格など
- ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
- ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
- ⑤ 目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

- ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

- 載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月9日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）の2024年1月26日から2024年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国人民元債券ファンド（年2回決算型）の2024年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川井 恵一郎
--------------------	--------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稲葉 宏和
--------------------	-------------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。